

令和3年3月23日

(件名)

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法に基づく、設立認証の取り消しについて、下記のとおりお知らせします。

記

(令和2年度に静岡県が設立の認証を取り消した法人)

	法人名	主たる事務所の所在地	取消 根拠	認証取消日
1	特定非営利活動法人 熱海国際経済交流会	熱海市中央町 19-14 コルト山田ビル 2 F	法第 43 条 第 1 項	令和3年3月22日
2	特定非営利活動法人 ワールド・コミュニティ	三島市松本 269 番地の 10		令和3年3月22日
3	特定非営利活動法人 スポーツ・プランニング静岡	袋井市久能 1707 番地の 1		令和3年3月22日
4	特定非営利活動法人 伊豆中国交流協会	駿東郡長泉町下土狩 345 番 地の 7 東日クッキング		令和3年3月22日
5	特定非営利活動法人 G o o d y ' z	賀茂郡東伊豆町稲取 918 番 地		令和3年3月22日
6	特定非営利活動法人 社会保健団体心友会	浜松市中区東伊場 2 丁目 6 番 17 号		令和3年3月22日

(根拠)

- ・特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。